

三重県環境管理マニュアル		章	4. 3
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	計画（法的及びその他の要求事項）（第 21 版）	改定日	平成 22 年 5 月 20 日

4.3.2 法的及びその他の要求事項

組織は、自らの事務事業活動に関連する環境側面に適用される環境関連の法令・条例等で規制を受ける法的要求事項及び地域との協定等の組織が同意するその他の要求事項（以下、「法的要求事項」という。）を特定し、登録する手順を定め、維持する。

（1）法的要求事項調査の実施

- ア 環境管理者は、環境管理責任者からの実施の指示を受け、総括環境推進員に対し、「三重県環境マネジメントハンドブック」に基づいて、「環境法規制調査兼確認書（様式D、以下「環境法規制調査兼確認書」という。）の作成を指示する。
- イ 総括環境推進員は、環境推進員に対し、環境法規制調査兼確認書の作成を指示する。
- ウ 環境推進員は、所属職員に指示して環境法規制調査兼確認書を作成し、室長等・事務所長等の確認を得て、ISO サーバに登録する。
- エ オフィス活動については、事務局が環境法規制調査兼確認書を作成し、人材政策室長の承認を得て、ISO サーバに登録し、MICS に掲載する。

（2）法的要求事項の見直し

法的要求事項の見直しは、次の時期に実施し、環境法規制調査兼確認書を常に最新のものとする。

- ア 毎年 1 回のシステムの定期的な見直しのとき（毎年 4 月から 6 月）
- イ 施設または設備等を新たに整備または改修しようとするとき
- ウ 法令等の改正により、登録された法規制等の項目に変更の必要が生じたとき
- エ その他環境管理責任者が必要と認めるとき

（3）環境マネジメントシステムへの反映

環境マネジメントシステムを構築・運用するにあたって、登録した法的要求事項を確実に反映させる。

法的及びその他の要求事項特定登録・周知・公開フロー

